インバウンドの推進に取り組む事業者を支援します

地域経済の活性化を図るため、市内の観光事業者などが取り組む外国人旅行者の誘客や受け入れ態勢の整備などの経費の一部を補助します。

対 市内に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通などの観光事業を行う法人や団体　**費** 対象経費＝外国人旅行者の誘客または受入態勢の整備のために行う次の事業に係る経費

・メニュー表やチラシ、ホームページの多言語化
・多言語翻訳機購入
・商談会への参加など

補助金額＝補助対象経費の2分の1の額（上限10万円※市内事業者が連携して作成するパンフレットやチラシの多言語化は上限20万円）　**申問** 魅力創造課（☎025・520・5740）

詳しくは

農作業事故・盗難被害に注意

毎年、春の農繁期は農作業事故が多発する傾向にあります。農業機械の盗難とともに注意しましょう。

●農作業事故を未然に防ぐために

・適度に休息をとり、ゆとりをもって作業する。
・農業機械は使用前に必ず点検する。
・トラクターや田植機でほ場に出入りするときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぐ。
・シートベルト、ヘルメットの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯する。
・道路に土が落ちた際は、早めに取り除く。

●盗難被害に遭わないために

・エンジンキーは車体に置いたままにせず、必ず持ち帰る。
・盗難防止用のハンドルロックやタイヤロック等を使用する。
・田畑に農機具を放置しない。

問 農政課（☎025・520・5749）

森林に関する届け出

森林法により、次の場合は届け出が義務付けられています。

●所有者の届け出

対 個人、法人を問わず、売買や相続、贈与、譲渡などにより森林の土地を新たに取得した人　**申** 土地の所有者となった日から90日以内に、問合せ先または各総合事務所

詳しくは

●伐採の届け出

対 地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合　**申** 伐採を始める30日前までに問合せ先または各総合事務所

問 農林水産整備課（☎025・520・5759）

詳しくは

市長選挙の日程

任期満了に伴う市長選挙の日程は次のとおりです。

問 選挙管理委員会事務局（☎025・526・5111、内線2401）

●選挙期日の告示日（立候補届け出の受け付け）
時 10月19日㈰

●投票日・開票
時 10月26日㈰

●立候補予定者説明会
時 9月13日㈯ 午後2時～
所 市民プラザ（予定）

詳しくは

NPO・ボランティアセンターをご利用ください

所 市民プラザ
問 NPO・ボランティアセンター（☎025・527・3613）

市内におけるボランティア活動やNPO活動など、市民の皆さんの自発的な活動を支援するための拠点施設です。市民活動に関する相談、ボランティア活動のコーディネート、イベントや助成金などの情報発信を行っています。

時 ○開設時間＝午前10時～午後6時　○定休日＝日曜日、祝日、第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

●市民活動室の利用

市民活動をしている皆さんの打ち合わせや情報交換をする場として、無料で利用できます。利用方法などはホームページ「ハンドシェイク」をご覧ください。

時 ○開設時間＝午前8時30分～午後9時　○定休日＝日曜日、祝日、第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

詳しくは

空き地を適切に管理しましょう

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらすとともに、近隣住民に不快感を与えます。所有者は定期的に草刈りや清掃を行うなど、適切な管理をお願いします。

●刈り取った草は可燃ごみへ

刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接持ち込み、処分（有料）してください。

●除草剤を使用する際は周囲へ配慮を

除草剤の散布は、容器に記載された使用方法を守ってください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

問 生活環境課（☎025・526・5111、内線4116）

詳しくは